

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動並びに「コロナ禍における原油価格・物価高騰」等についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生を図ることを目的としています。

2 対象事業

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）等の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業となっています。

3 交付金交付限度額

各地方公共団体の交付限度額は、地方自治体の感染状況、財政規模、人口などから算定された地方単独事業分の算定額のほか、国の補助事業等の地方負担分の算定額等の算定額の合計額となっています。

4 本市への交付限度額

(1) 令和2年度実施分

第一次交付限度額 173,583千円

第二次交付限度額 493,516千円

第三次交付限度額 85,774千円

合 計 752,873千円

(2) 令和3年度実施分

第一次交付限度額 284,865千円

第二次交付限度額 90,318千円

第三次交付限度額 38,450千円

合 計 413,633千円

(3) 令和4年度実施分

第一次交付限度額 317,059千円

第二次交付限度額 127,502千円

第三次交付限度額 112,997千円

△66,000千円 (繰越のため)

合 計 491,558千円

(4) 令和5年度実施分

令和4年度繰越分 66,000千円

第一次交付限度額 11,067千円

第二次交付限度額 126,613千円

第三次交付限度額 108,609千円

合 計 312,289千円